

〇〇町（村）議会の個人情報の保護に関する条例（例） 正誤表

R4.11.24

該当箇所	正	誤	備考
第4章 見出し	第4章 開示、訂正及び利用停止	第4章 開示、訂正及び利用停止等	字句訂正
第44条 見出し	（審理員による審理 理 手続に関する規定の適用除外） 第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。	（審理員による審査 理 手続に関する規定の適用除外） 第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。	字句訂正
第51条 見出し	（施行 の 状況の公表） 第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	（施行状況の公表） 第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	字句訂正